

# 東京農業大学校友会滋賀県支部会則

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は「東京農業大学校友会滋賀県支部」という。
- 第2条 この会は東京農業大学校友会本部との連携を図り、会員相互の親睦と学校法人東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 会員の集会に関すること。
  - (2) 会員名簿の発行および情報の収集に関すること。
  - (3) 卒業生の就職斡旋および大学入学に関する情報の提供に関すること。
  - (4) 大学が行う地方教育懇談会への協力に関すること。
  - (5) その他この会の目的を達成するために必要な事項。
- 第4条 この会の事務所は、支部長宅に置く。

## 第2章 会 員

- 第5条 この会の会員は、東京農業大学校友会会則の定めるところによる会員で滋賀県在住および県内に職を持つ者の校友をもって組織する。

## 第3章 役 員

- 第6条 この会に次の役員を置き、任期は2ヵ年とする。ただし再選を妨げない。
- (1) 支部長 1名
  - (2) 副支部長 若干名（うち1名は本部代議員を兼ねる）
  - (3) 幹 事 若干名（幹事は地域や職域から選出し、うち1名は本部連絡幹事と支部会計を兼ねる）
  - (4) 顧 問 若干名
- 第7条 支部長はこの会を代表し、会務を統括するとともに会議を招集し議長を務める。
- 第8条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理する。なおうち1名は本部代議員を兼ねる。
- 第9条 幹事は地域別、職域別等から選出し連絡、調整等会務の執行に当たる。
- 第10条 幹事のうち1名は、校友会本部の連絡幹事を兼ねるとともにこの会の業務および会計を担当する。
- 第11条 役員は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

## 第4章 会 議（総会及び役員会）

- 第12条 総会は原則として2年に1回開催することとする。ただし必要に応じて臨時に開催することができる。
- 第13条 役員は必要に応じて支部長が召集する。ただし緊急を要する場合は支部長は役員の見解を求め役員会に代えることができる。
- 第14条 総会にはこの会則の定めのほか、次の事項を審議する。
- (1) 会務の報告に関する事項。
  - (2) 事業計画、予算および決算に関する事項。
  - (3) 会則の改正に関する事項。
  - (4) その他重要な事項。

## 第5章 経 費

- 第15条 この会の経費は次の事項をもって充てる。

- (1) 会員の年会費は3,000円とし、年度始めに役員等を通じて納入する。
- (2) 校友会本部等からの交付金をもって充てる。
- (3) 寄付金、その他の収入をもって充てる。

## 第6章 会 計

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 その他

第17条 会員は住所および勤務先等に異動があるときは、速やかに幹事に報告するものとする。

第18条 平成17年4月1日から個人情報保護法が全面施行されたことから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人データの保護と管理を厳正に行うこととする。

(附則)

昭和49年1月 1日 施行  
平成11年9月18日 改正  
平成18年5月28日 全面改正